

要 請 書

地方行財政・社会保障制度改革・環太平洋連携協定
・エネルギー政策と原子力発電所に関する決議

平成 2 7 年 1 1 月

北 海 道 市 長 会

地方行財政・社会保障制度改革・環太平洋連携協定 ・エネルギー政策と原子力発電所に関する決議

北海道の多くの自治体は税収基盤が脆弱なうえに、景気や雇用回復の遅れなどの厳しい社会経済状況のもとで、職員の削減等、徹底した行財政改革に取り組む一方、急速に進む少子・高齢化社会に対応した福祉・医療サービスの充実や地域経済の振興など、地域住民の安全と安心を確保するため、懸命の努力をしているところであります。

こうしたなか、政府は、企業収益の伸びを雇用増や賃金・所得の上昇につなげる「経済の好循環」を確かなものとし、全国に景気回復の実感を行き渡らせるとともに、人口減少の克服と地域活性化を最重要課題として、地方に対して権限移譲や規制緩和を進めるほか、元気で豊かな地方の創生に全力をあげることにしており、これらの動きに呼応した地方創生の取組みを進めていく必要があります。

今後、地方が持つ可能性を開花させ、元気な地方をつくることを目指し、北海道内の各都市が将来に向けて安定的に発展していくためには、地方税財源の充実・確保、社会保障制度の充実強化などについて、国において、その方向性や具体策を明確にした上で、地方とともに着実に推進することが肝要であります。

また、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）については、我が国の産業、経済など社会の根幹に影響する重大な問題であります。特に我が国最大の食料供給地域である北海道農業への影響は、非常に大きなものであります。

さらに、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故への対応については、被災地域の日も早い復興、除染や健康不安の払拭などの取組みを一層強化するとともに、中・長期的なエネルギー政策のあり方について、必要な対策を講じることが重要であります。

また、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく再開された大間原子力発電所の建設工事は中止すべきであります。

このことから、北海道市長会として、次の事項について決議し、その対応に万全を期するよう、強く要請するものであります。

記

1 地方行財政の改革について

- (1) 地方分権改革については、地方の創意を活かした分権型社会を実現するため、提案募集方式の取組みの推進や、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの廃止・縮小など、更なる見直しを図ること。

2 地方税財源の充実・確保等について

(1) 地方税について

- ① 地方が真に自主的、自立的な行財政運営を行うためには、事務量に見合う税源配分が必要であるため、国から地方へ税源移譲することにより、地方税の充実・強化を図り、国・地方間の税源配分を当面5：5とすること。
- ② 平成27年度税制改正で決定された自動車関係税軽減等については、地方が減収となる財源を、国の配分比率の見直し等を含め、確実に確保すること。
- ③ 平成27年度税制改正で引き続き検討事項とされた、市町村の基幹税目である償却資産に対する固定資産税は、資産課税としての性格を踏まえ、「機械及び装置」に対する課税や取得価格の5%を評価額の最低限度とする現行制度を堅持すること。
- ④ ゴルフ場利用税については、道路や上下水道の整備・維持管理、廃棄物処理など、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。
- ⑤ 法人実効税率の引き下げに伴う地方の減収については、地方財政に影響が生じることのないよう確実に代替財源を確保すること。

- ⑥ 消費税率引上げの延期及び軽減税率の導入の検討については、社会保障と税の一体改革で議論された経緯を踏まえ、地方自治体に影響を及ぼすことのないよう十分な財政措置を講じること。

(2) 地方交付税について

- ① 地方交付税は、国から恩恵的に与えられるものでなく、地方自治体の固有・共有の財源であることを明確にするため、国の特別会計に直接繰り入れる方式等の導入について検討すること。
- ② 地方の財政運営には、財源調整と財源保障の機能を持つ地方交付税の確保が極めて重要であることから、平成28年度予算に向けては、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込み、必要な地方交付税総額の確保を図ること。

その際、常態化している地方財源不足の解消にあたっては、法定率の引き上げにより対応すること。

- ③ 地方交付税の歳出特別枠や別枠加算については、リーマンショックに伴う著しい景気後退等を受け、異例の対応として創設されたが、道内の多くの市町村は税収基盤が脆弱であるとともに引き続き厳しい財政状況であることから、これを維持すること。
- ④ 福祉、医療、子育て等の社会保障、教育・安全などの経常的行政サービスの増大や、道路、橋梁、学校等の改修費用の増大など真に必要な財政需要を的確に地方財政計画に盛り込み、地方自治体の避けられない財政需要の増嵩を適切に地方交付税の需要額に反映させること。

(3) 国庫補助負担金改革について

- ① 国庫補助負担金については、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、廃止し、財源移譲を進めること。その際、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担率の引き下げは決して行わないこと。

3 社会保障制度の充実強化について

- (1) 社会保障制度改革における具体的な制度の検討にあたっては、地方自治体が社会保障の最前線において中心的な役割を果たしていることを踏まえ、引き続き「国と地方の協議の場」等において真摯な協議を行い、地方の意見を的確に反映すること。

また、消費税率引上げの延期によって、地方自治体が実施する社会保障施策に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。

- (2) 社会保障・税番号制度の構築にあたっては、この制度が地方自治体の実施している事務に極めて重大な影響を及ぼすことから、国と地方自治体が情報を共有し、十分な調整・協議を行うとともに、導入にあたっては、混乱が生じることのないよう、国民への周知徹底と市町村への早期かつ十分な情報提供を行うこと。

特に、情報漏えいや不正利用に対する国民の不安を払拭するため、国と地方自治体が一体的に安全性を共有できるよう万全のセキュリティ体制を構築するとともに、制度の安全性や信頼性について、国民に丁寧かつ十分に説明すること。

また、制度の導入に伴い必要となるシステム改修等の経費については、地方自治体ごとに既存システムの開発時期や仕様等が大きく異なり、国が一律に示す開発事業費では対応できない市町村が多いことや、技術者不足から人件費の上昇や開発の遅れが懸念されている実態等を踏まえて、地方自治体に新たな負担が生じないよう十分な財政措置を講じるとともに、複数年度における補助金の柔軟な執行にも配慮すること。

- (3) 国民健康保険の都道府県化にあたっては、国保財政の実態を考慮し、国の責任において財政基盤を強化するとともに、都道府県と市町村との役割分担や国保事業費納付金の算定方法などについて、市町村の意見を十分に聞きながら、慎重に対応すること。

今後においても、医療保険制度の一本化の理念実現に向け、国民健康保険制度と他の医療保険制度との負担の公平を図り、安定的で持続的な制度を構築するため、抜本改革に取り組むこと。

- (4) 地域医療介護総合確保基金については、地域の医療及び介護サービスの提供体制等に有効活用されるよう、市町村等の意見を十分に聞くこと。

4 環太平洋連携協定（TPP）について

- (1) TPPについては、交渉経過が明らかにされない中で「大筋合意」が行われたため、多くの国民、関係団体が大きな不安と不満を抱えているところである。

ここにきて政府は品目ごとの関税の取扱いなどについて、説明会などを通じて公表したところであるが、大筋合意への経過や理由、具体的な協定案などについては明らかにされておらず、これらについて引き続き十分な情報提供を行い、関係団体などに対して誠意を持って説明すること。

- (2) 合意内容に伴う影響について、早急に把握し明らかにすること。特に、農林水産分野における重要5項目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）と水産物については、その影響額などを年次ごと、品目ごと、産地ごとに把握し明らかにすること。

- (3) 今回の合意によって最大の影響を受けるのは北海道の農林漁業である。

この対応として、将来にわたって農林漁業者が希望を持って経営に取り組むことができるよう、担い手の育成・確保、生産性の向上、ブランド化や販路拡大などをはじめとし、財源を伴った総合的で中長期的な支援計画を策定するとともに、毎年、確実に実施に移すこと。

- (4) 協定発効後直ちに影響があると予測されるものについては、平成27年度補正予算及び平成28年度予算において対策を講じること。

また、長期にわたって影響のあるものについては、それぞれの年次において予算計上など財政措置を講じ、対策を確実に実施すること。

5 エネルギー政策の確立と原子力発電所への対応について

- (1) 地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について国民的議論を尽くした上で必要な措置を講じること。
- (2) 国は東京電力とともに原子力発電所事故の早期収束を図り、住民の安全確保と不安解消に努めるとともに、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。
- (3) 大間原子力発電所については、建設予定地から北海道まで最短で23キロメートルしか離れておらず、活断層の存在も懸念されており、大きな危険性が指摘されている。

については、事故などが生じた場合、地域経済に壊滅的な打撃を与えるものであるにもかかわらず、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく、福島第一原子力発電所の事故原因の究明もなされていない中で再開された大間原子力発電所の建設工事は中止すること。
- (4) 原子力関係施設に対する地震・津波対策など新たな規制基準を厳格に適用することはもとより、早急に福島第一原子力発電所の事故原因の究明を進め、得られる教訓や知見を踏まえた安全対策を講じることにより、安全の徹底を図ること。

また、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安の解消に努めるとともに、UPZ外も含めた区域においても万全な防災対策を構築できるよう支援すること。
- (5) 大気、海水、農地、農水産物などに対するモニタリングを継続的に実施し、その安全性についての的確な情報を迅速に発信すること。

以上、決議する。

平成27年10月14日

北 海 道 市 長 会